

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

静岡市（以下「市」という。）と静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署（以下「警察署」という。）及び認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター（以下「センター」という。）は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）及び静岡県犯罪被害者等支援条例（平成 26 年静岡県条例第 92 号）並びに静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成 22 年静岡市条例第 8 号）の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関して連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、犯罪被害者等の心情に配慮し、市と警察署及びセンターが連携及び協力をして犯罪被害者等に接することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により、被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（連携協力）

第 3 条 市と警察署及びセンターは、犯罪被害者等からの相談に基づき、連携して支援をする必要があると認める場合、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分配慮し、相互に連携及び協力の上、適切な支援を行うものとする。

2 市と警察署及びセンターは、犯罪被害者等のための支援が円滑に実施されるよう、相互に連携し、積極的に協力するものとする。

（秘密の保持）

第 4 条 市と警察署及びセンターは、犯罪被害者等の支援において知り得た個人情報などを適正に取り扱うとともに、本協定に基づく犯罪被害者等の支援以外に利用してはならない。

（協議）

第 5 条 本協定に定めのない事項で、協議する必要があるとき及び本協定に関し疑義が生じたときは、市と警察署及びセンターが協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 5 通作成し、市、警察署及びセンターが署名の上、各自 1 通を保有することとする。

令和 6 年 7 月 30 日

静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長

難波 喬司

静岡市葵区追手町 6 番 1 号
静岡中央警察署長

財津 康

静岡市駿河区富士見台 1 丁目 5 番 10 号
静岡南警察署長

羽畑 和夫

静岡市清水区天王南 1 番 35 号
清水警察署長

鈴木 正勝

静岡市葵区両替町 1 丁目 4 番地 15 芙蓉ビル 4 階
認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター
理事長

白井 孝一